平成２５年（フ）第９００４号
東京都立川市錦町１丁目10―５―202
債務者　奥山　凜羽（旧名竜馬）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００５号
東京都青梅市野上町３丁目16―７―203
債務者　鮫島　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００８号
東京都国分寺市新町３丁目20―38
債務者　原嶋紗代里（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００９号
神奈川県小田原市板橋261―２―Ａ
債務者　岡本　吉広
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０１２号
東京都足立区青井６丁目17―21―301
債務者　静　冨美代
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０１３号
東京都足立区六木３丁目８―３
債務者　石井　幸太
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８３号
横浜市都筑区牛久保西２丁目12番３号　テラスイサワ２―１
債務者　佐藤　記央
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９６号
横浜市神奈川区羽沢町1797番地１　八反橋カレッジハイツ108号
債務者　村田　正隆
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３７号
横浜市旭区上川井町2053番地１　ライオンズガーデンつきみ野東213号
債務者　磯貝　幹夫
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０１号
横浜市磯子区栗木１丁目32番11号　メッサージュ栗木305号
債務者　小谷野美峰子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
沖縄県沖縄市東１丁目26番１号　ハーツフィールド光205
債務者　阿良　彰人
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２４８号
北海道上川郡東川町西町９丁目４番３号
債務者　我部山　剛
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５１号
北海道旭川市東旭川南２条１丁目２番６号
債務者　高田　　博
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４６号
東京都町田市つくし野３丁目３番地57
債務者　竹田　耕児
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３８５号
静岡市清水区長崎1069番地　新光ハイツＡ―２
債務者　高木　千夏
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部